

議案第 70 号

平成 28 年度

那賀町一般会計補正予算
(第 2 号)

平成28年度那賀町一般会計補正予算（第2号）

平成28年度那賀町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ966,125千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12,029,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債補正）

第2条 既定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月6日 提 出

那賀町長 坂 口 博 文

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50. 分担金及び負担金		16,741	2,080	18,821
	1. 分担金	1,518	2,080	3,598
60. 国庫支出金		549,068	98,895	647,963
	1. 国庫負担金	196,605	1,785	198,390
	5. 国庫補助金	350,749	97,110	447,859
65. 県支出金		976,572	163,133	1,139,705
	5. 県補助金	786,408	163,133	949,541
70. 財産収入		78,176	6,043	84,219
	2. 財産売払収入	23,432	6,043	29,475
75. 寄附金		3	1,112	1,115
	1. 寄附金	3	1,112	1,115
85. 繰越金		361,556	321,429	682,985
	1. 繰越金	361,556	321,429	682,985
90. 諸収入		77,897	4,033	81,930
	25. 雑入	54,049	4,033	58,082
95. 町債		1,337,300	369,400	1,706,700
	1. 町債	1,337,300	369,400	1,706,700

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入合計		11,063,099	966,125	12,029,224

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		1,941,116	37,661	1,978,777
	1. 総務管理費	1,431,699	12,352	1,444,051
	5. 企画費	313,468	25,309	338,777
10. 民生費		1,694,471	353,491	2,047,962
	1. 社会福祉費	1,229,748	352,566	1,582,314
	5. 児童福祉費	450,443	925	451,368
15. 衛生費		1,451,084	1,490	1,452,574
	1. 保健衛生費	597,286	1,490	598,776
20. 農林水産業費		1,301,492	174,712	1,476,204
	1. 農業費	109,640	3,500	113,140
	5. 農地費	198,345	2,059	200,404
	10. 林業費	443,623	11,000	454,623
	15. 治山林道費	538,412	158,153	696,565
25. 商工費		227,165	1,618	228,783
	1. 商工費	227,165	1,618	228,783
30. 土木費		1,111,510	49,673	1,161,183
	1. 土木管理費	304,635	13,273	317,908

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 道路橋梁費	700,085	26,000	726,085
	10. 河川費	83,500	10,400	93,900
35. 消防費		507,404	265,895	773,299
	1. 消防費	507,404	265,895	773,299
40. 教育費		808,773	79,085	887,858
	1. 教育総務費	355,047	608	355,655
	5. 小学校費	88,851	140	88,991
	10. 中学校費	50,442	△5,036	45,406
	25. 社会教育費	109,367	△5,400	103,967
	30. 保健体育費	205,066	88,773	293,839
45. 災害復旧費		166,903	2,500	169,403
	1. 農林水産業施設災害復旧	146,547	2,500	149,047
歳 出 合 計		11,063,099	966,125	12,029,224

第 2 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
緊急防災・減災事業債	232,300	証書借入	年5.0%以内。	政府資金については、その融資条件
			ただし、利率見直し方式により見直し後の利率が当初定めていた利率を上回った際には、当該見直しを行った利率で借入ができる。	による。銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。
合 計	232,300			

平成28年度 通常補正第2号
変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業債	200,500	証書借入	年5.0%以内 。ただし、利率見直し方式により見直し後の利率が当初定めていた利率を上回った際には、当該見直しを行った利率で借入ができる。	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。	274,900	証書借入	年5.0%以内 。ただし、利率見直し方式により見直し後の利率が当初定めていた利率を上回った際には、当該見直しを行った利率で借入ができる。	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。
合併特例債	788,200				850,900			

1. 総括

歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
50. 分担金及び負担金	16,741	2,080	18,821
60. 国庫支出金	549,068	98,895	647,963
65. 県支出金	976,572	163,133	1,139,705
70. 財産収入	78,176	6,043	84,219
75. 寄附金	3	1,112	1,115
85. 繰越金	361,556	321,429	682,985
90. 諸収入	77,897	4,033	81,930
95. 町債	1,337,300	369,400	1,706,700
歳入合計	11,063,099	966,125	12,029,224

(歳出) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 総務費	1,941,116	37,661	1,978,777	22,010		113	15,538
10. 民生費	1,694,471	353,491	2,047,962	151,485			202,006
15. 衛生費	1,451,084	1,490	1,452,574				1,490
20. 農林水産業費	1,301,492	174,712	1,476,204	71,450	74,400		28,862
25. 商工費	227,165	1,618	228,783				1,618
30. 土木費	1,111,510	49,673	1,161,183	5,200		6,113	38,360
35. 消防費	507,404	265,895	773,299	6,083	232,300		27,512
40. 教育費	808,773	79,085	887,858	5,800	62,700		10,585
45. 災害復旧費	166,903	2,500	169,403				2,500
歳出合計	11,063,099	966,125	12,029,224	262,028	369,400	6,226	328,471

2. 歳入

(款) 50. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 土木費分担金	1,201	2,080	3,281	1. 土木費分担金	2,080	県単独急傾斜地崩壊対策事業 2,080
計	1,518	2,080	3,598			

(款) 60. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	196,605	1,785	198,390	1. 社会福祉費国庫負担金	1,785	臨時福祉給付金 1,785
計	196,605	1,785	198,390			

(款) 60. 国庫支出金

(項) 5. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	39,092	22,410	61,502	14. ふるさとテレワーク推進事業交付金	22,410	ふるさとテレワーク推進事業交付金 22,410
2. 民生費国庫補助金	7,707	74,700	82,407	1. 社会福祉費国庫補助金	74,700	地域医療介護総合確保基金施設整備助成金 74,700
計	350,749	97,110	447,859			

(款) 65. 県支出金

(項) 5. 県補助金

1. 総務費県補助金	104,720	5,683	110,403	1. 企画費県補助金	△400	地域活力創出徳島モデル交付金事業補助金 △400
				8. 消防費県補助金	6,083	「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業補助金 1,650 避難所緊急安全診断事業 3,733 地域の担い手・頑張る消防団応援事業 700

(款) 65. 県支出金

(項) 5. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2. 民生費県補助金	36,386	75,000	111,386	4. 災害救助費補助金	75,000	災害救助費補助金 75,000
4. 農林水産業費県補助金	493,822	71,450	565,272	2. 農地費県補助金	3,450	地籍調査事業 3,450
				3. 林業費県補助金	68,000	県単治山事業費補助金 5,000 道整備交付金事業補助金(林道関係) 67,500 森林整備加速化・林業飛躍事業補助金 △4,500
5. 土木費県補助金	1	5,200	5,201	3. 河川費県補助金	5,200	県単急傾斜地崩壊対策事業 5,200
6. 教育費県補助金	3,320	5,800	9,120	3. 社会教育費県補助金	5,800	スポーツ王国とくしま推進事業助成金 5,800
計	786,408	163,133	949,541			

(款) 70. 財産収入

(項) 2. 財産売払収入

3. 生産物売払収入	23,430	6,043	29,473	1. 生産物売払収入	6,043	町有林搬出木材売払収入 6,043
計	23,432	6,043	29,475			

(款) 75. 寄附金

(項) 1. 寄附金

2. 指定寄附金	1	1,112	1,113	1. 指定寄附金	1,112	海外語学研修寄付金 999 災害対策寄付金 113
計	3	1,112	1,115			

(款) 85. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	361,556	321,429	682,985	1. 前年度繰越金	321,429	前年度繰越金 321,429
計	361,556	321,429	682,985			

(款) 90. 諸収入

(項) 25. 雑入

2. 雑入	54,048	4,033	58,081	1. 雑入	4,033	支障物件移転補償費 4,033
計	54,049	4,033	58,082			

(款) 95. 町債

(項) 1. 町債

1. 過疎対策事業債	200,500	74,400	274,900	1. 過疎対策事業債	74,400	道整備交付金事業（林道分） 森林境界明確化事業 64,000 10,400
13. 合併特例債	788,200	62,700	850,900	1. 合併特例債	62,700	鷺敷体育館新築事業 62,700
16. 緊急防災・減災事業債	0	232,300	232,300	1. 緊急防災・減災事業債	232,300	防災無線デジタル化事業 232,300
計	1,337,300	369,400	1,706,700			

3. 歳 出

(款) 5. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	1,225,640	8,352	1,233,992			113	8,239	26. 寄附金	114	平成28年熊本地震寄付金	114
								28. 繰出金	8,238	CATV会計繰出金	8,238
4. 財産管理費	192,180	4,000	196,180				4,000	15. 工事請負費	4,000	駐車場舗装工事	4,000
計	1,431,699	12,352	1,444,051			113	12,239				

(款) 5. 総務費

(項) 5. 企画費

1. 企画総務費	73,975	23,149	97,124	22,410			739	13. 委託料	22,410	ふるさとテレワーク推進委託料	22,410
								19. 負担金、補助及び交付金	739	集会所修繕補助金	739
8. 地域活力創出徳島モデル交付金事業費	5,000	2,160	7,160	△400			2,560	13. 委託料	810	委託料	810
								18. 備品購入費	1,350	機材購入費	1,350
計	313,468	25,309	338,777	22,010			3,299				

(款) 10. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	305,066	2,431	307,497	1,785			646	1. 報酬	576	委員報酬	576
								11. 需用費	135	消耗品費	135

(款) 10. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	305,066	2,431	307,497	1,785			646	12. 役務費	20	通信運搬費 20
								13. 委託料	1,700	システム改修委託料 1,700
2. 老人福祉費	618,464	350,000	968,464	149,700			200,300	19. 負担金、補助及び交付金	350,000	高齢者福祉施設等防災減災促進事業補助金 150,000 地域医療介護総合確保基金施設整備助成金 74,700 通所介護事業所等建設負担金 125,000 介護予防事業補助金 300
11. 地域包括支援センター費	11,218	135	11,353				135	13. 委託料	135	システム改修委託料 135
計	1,229,748	352,566	1,582,314	151,485			201,081			

(款) 10. 民生費

(項) 5. 児童福祉費

3. こども園費	316,456	925	317,381				925	11. 需用費	925	維持修繕費 925
計	450,443	925	451,368				925			

(款) 15. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	77,103	70	77,173				70	13. 委託料	70	健康管理システム機能強化 70
------------	--------	----	--------	--	--	--	----	---------	----	-----------------

(款) 15. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
5. 環境衛生費	234,480	1,420	235,900				1,420	28. 繰出金	1,420	集落排水事業特別会計繰出金	1,420
計	597,286	1,490	598,776				1,490				

(款) 20. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

8. 農業施設管理費	3,201	3,500	6,701				3,500	13. 委託料	3,500	委託料	3,500
計	109,640	3,500	113,140				3,500				

(款) 20. 農林水産業費

(項) 5. 農地費

7. 国土調査費	132,768	2,059	134,827	3,450			△1,391	13. 委託料	2,059	地籍調査測量委託料	2,059
計	198,345	2,059	200,404	3,450			△1,391				

(款) 20. 農林水産業費

(項) 10. 林業費

20. 森林管理サポートセンター事業費	147,375	11,000	158,375	△4,500	10,400		5,100	13. 委託料	11,000	森林情報整備委託料	11,000
計	443,623	11,000	454,623	△4,500	10,400		5,100				

(款) 20. 農林水産業費

(項) 15. 治山林道費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 林道維持管理費	101,333	13,152	114,485				13,152	11. 需用費	1,000	林道維持修繕費	1,000
								13. 委託料	8,810	林道維持管理委託料 橋梁トンネル長寿命化修繕 計画等業務委託料	8,000 810
								15. 工事請負費	3,342	維持補修工事費	3,342
7. 県単治山事業費	21,669	10,001	31,670	5,000			5,001	13. 委託料	540	県単治山事業委託料	540
								15. 工事請負費	9,461	治山工事	9,461
9. 道整備交付金事業費	397,966	135,000	532,966	67,500	64,000		3,500	13. 委託料	35,000	林道東川千本谷線委託料	35,000
								15. 工事請負費	100,000	林道東川千本谷線工事費 林道蔭谷御朱印谷線工事費	50,000 50,000
計	538,412	158,153	696,565	72,500	64,000		21,653				

(款) 25. 商工費

(項) 1. 商工費

2. 観光総務費	16,268	700	16,968				700	19. 負担金、補助及び交付金	700	町観光協会運営補助金	700
3. 観光施設費	73,927	918	74,845				918	18. 備品購入費	918	備品購入費	918
計	227,165	1,618	228,783				1,618				

(款) 30. 土木費

(項) 1. 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 下ノ内地区 住宅等移転 対策費	36,652	13,273	49,925			4,033	9,240	15. 工事請負費	12,500	下ノ内地区移転対策工事 水道管移設工事	3,000 9,500
								17. 公有財産購 入費	773	公有財産購入費	773
計	304,635	13,273	317,908			4,033	9,240				

(款) 30. 土木費

(項) 5. 道路橋梁費

1. 道路維持費	126,358	26,000	152,358				26,000	15. 工事請負費	26,000	町道維持修繕工事	26,000
計	700,085	26,000	726,085				26,000				

(款) 30. 土木費

(項) 10. 河川費

3. 急傾斜対策 費	2	10,400	10,402	5,200		2,080	3,120	15. 工事請負費	10,400	工事請負費	10,400
計	83,500	10,400	93,900	5,200		2,080	3,120				

(款) 35. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	299,231	13,000	312,231				13,000	13. 委託料	13,000	上流出張所設計委託料	13,000
3. 消防施設費	15,017	0	15,017	700			△700			財源振替	
4. 災害対策費	33,850	8,832	42,682	5,383			3,449	11. 需用費	550	維持修繕費 災害救助物資代	153 397

(款) 35. 消防費

(項) 1. 消防費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 災害対策費	33,850	8,832	42,682	5,383			3,449	13. 委託料	3,984	空家対策推進事業 250 避難所緊急安全診断事業 3,734
								15. 工事請負費	2,268	支障木伐採工事 2,268
								18. 備品購入費	2,030	IP無線機 2,030
5. 防災行政無線施設費	17,787	244,063	261,850		232,300		11,763	12. 役務費	△36	県防災無線通信料 △208 IP無線機通信料 172
								15. 工事請負費	243,831	移設工事費 693 減災コミュニケーションシステム工事費 243,138
								19. 負担金、補助及び交付金	268	県総合通信ネットワーク 268
計	507,404	265,895	773,299	6,083	232,300		27,512			

(款) 40. 教育費

(項) 1. 教育総務費

3. 教育財産管理費	109,971	608	110,579				608	15. 工事請負費	608	工事請負費 608
計	355,047	608	355,655				608			

(款) 40. 教育費

(項) 5. 小学校費

2. 教育振興費	10,285	140	10,425				140	9. 旅費	136	普通旅費 136
----------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	-------	-----	----------

(款) 40. 教育費

(項) 5. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
2. 教育振興費	10,285	140	10,425				140	14. 使用料及び賃借料	4	駐車場・有料道路使用料	4
計	88,851	140	88,991				140				

(款) 40. 教育費

(項) 10. 中学校費

1. 学校管理費	34,623	△5,036	29,587				△5,036	11. 需用費	337	維持修繕費	337
								14. 使用料及び賃借料	81	電話機等リース料	81
								15. 工事請負費	△5,454	中学校施設修繕工事	△5,454
計	50,442	△5,036	45,406				△5,036				

(款) 40. 教育費

(項) 25. 社会教育費

2. 公民館費	23,353	△5,400	17,953				△5,400	15. 工事請負費	△5,400	公民館施設解体工事	△5,400
計	109,367	△5,400	103,967				△5,400				

(款) 40. 教育費

(項) 30. 保健体育費

1. 保健体育総務費	140,758	88,773	229,531	5,800	62,700		20,273	13. 委託料	78,742	鷺敷体育館新築工事設計委託料	66,000
										カヌー艇庫新築工事設計委託料	5,800

(款) 40. 教育費

(項) 30. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健体育総務費	140,758	88,773	229,531	5,800	62,700		20,273	13. 委託料	78,742	鷺敷プール改修工事設計委託料 平谷グラウンド照明修繕工事設計委託料	4,300 2,642
								15. 工事請負費	8,292	木頭柔剣道場改修工事	8,292
								19. 負担金、補助及び交付金	1,739	全国大会等参加費補助金	1,739
計	205,066	88,773	293,839	5,800	62,700		20,273				

(款) 45. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

1. 林道災害復旧費	104,177	2,500	106,677				2,500	15. 工事請負費	2,500	災害応急工事費	2,500
計	146,547	2,500	149,047				2,500				

議案第 71 号

平成 28 年度

那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

(第 2 号)

平成28年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ452,657千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月6日 提出

那賀町長 坂口博文

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		77,512	3,500	81,012
	1. 日野谷相生診療所繰越金	56,599	3,500	60,099
歳入合計		449,157	3,500	452,657

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		308,523	3,500	312,023
	1. 日野谷相生診療所施設管	213,934	3,500	217,434
歳出合計		449,157	3,500	452,657

1. 総括

歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金	77,512	3,500	81,012
歳入合計	449,157	3,500	452,657

(歳出) (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	308,523	3,500	312,023				3,500
歳 出 合 計	449,157	3,500	452,657				3,500

2.歳入

(款) 5.繰越金

(項) 1.日野谷相生診療所繰越金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.繰越金	56,599	3,500	60,099	1.繰越金	3,500	前年度繰越金 3,500
計	56,599	3,500	60,099			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 日野谷相生診療所施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	213,465	3,500	216,965				3,500	15. 工事請負費	3,500	駐車場舗装工事	3,500
計	213,934	3,500	217,434				3,500				

議案第 72 号

平成 28 年度

那賀町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

平成28年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ428,238千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月6日 提出

那賀町長 坂口博文

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業収入		423,438	4,800	428,238
	1. 鷺敷簡易水道事業収入	42,062	4,800	46,862
歳入合計		423,438	4,800	428,238

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		423,438	4,800	428,238
	1. 鷺敷簡易水道事業	42,062	4,800	46,862
歳出合計		423,438	4,800	428,238

1. 総括

歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 事業収入	423,438	4,800	428,238
歳入合計	423,438	4,800	428,238

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 事業費	423,438	4,800	428,238				4,800
歳 出 合 計	423,438	4,800	428,238				4,800

2. 歳 入

(款) 1. 事業収入

(項) 1. 鶯敷簡易水道事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 繰越金	1	4,800	4,801	1. 繰越金	4,800	前年度繰越金 4,800
計	42,062	4,800	46,862			

1. 款 事業費

3. 歳 出

(款) 1. 事業費

(項) 1. 鷺敷簡易水道事業

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 鷺敷簡易水道事業	22,253	4,800	27,053				4,800	13. 委託料	4,800	管路移設設計業務 4,800
計	42,062	4,800	46,862				4,800			

議案第 73 号

平成 28 年度

那賀町集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)

平成28年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ174,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月6日 提出

那賀町長 坂口博文

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業収入		168,648	6,220	174,868
	11. 鷺敷地区農業集落排水事	85,413	4,800	90,213
	35. 大久保・川口地区林業集	7,436	1,420	8,856
歳入合計		168,648	6,220	174,868

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		168,648	6,220	174,868
	11. 鷺敷地区農業集落排水事	42,223	4,800	47,023
	35. 大久保・川口地区林業集	5,034	1,420	6,454
歳出合計		168,648	6,220	174,868

1. 総括

歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 事業収入	168,648	6,220	174,868
歳入合計	168,648	6,220	174,868

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 事業費	168,648	6,220	174,868			1,420	4,800
歳 出 合 計	168,648	6,220	174,868			1,420	4,800

2. 歳入

(款) 1. 事業収入

(項) 11. 鷺敷地区農業集落排水事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 繰越金	13,082	4,800	17,882	1. 繰越金	4,800	繰越金 4,800
計	85,413	4,800	90,213			

(款) 1. 事業収入

(項) 35. 大久保・川口地区林業集落排水事業収入

3. 他会計繰入金	5,574	1,420	6,994	1. 一般会計繰入金	1,420	その他 1,420
計	7,436	1,420	8,856			

1. 款 事業費

3. 歳 出

(款) 1. 事業費

(項) 11. 鷺敷地区農業集落排水事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 施設管理費	42,223	4,800	47,023				4,800	13. 委託料	4,800	管路移設設計業務	4,800
計	42,223	4,800	47,023				4,800				

(款) 1. 事業費

(項) 35. 大久保・川口地区林業集落排水事業費

1. 施設管理費	5,034	1,420	6,454			1,420		11. 需用費	500	施設維持修繕費	500
								18. 備品購入費	920	備品購入費	920
計	5,034	1,420	6,454			1,420					

議案第 74 号

平成 28 年度

那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
(第 2 号)

平成28年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ866,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月6日 提 出

那賀町長 坂 口 博 文

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業収入		857,908	8,238	866,146
	1. 那賀町施設収入	857,908	8,238	866,146
歳入合計		857,908	8,238	866,146

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 那賀町CATV施設費		857,908	8,238	866,146
	1. CATV事業費	857,908	8,238	866,146
歳出合計		857,908	8,238	866,146

1. 総括

歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 事業収入	857,908	8,238	866,146
歳入合計	857,908	8,238	866,146

(歳出) (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 那賀町CATV施設費	857,908	8,238	866,146				8,238
歳 出 合 計	857,908	8,238	866,146				8,238

2.歳入

(款) 1. 事業収入

(項) 1. 那賀町施設収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 繰入金	30,520	8,238	38,758	1. 他会計繰入金	8,238	一般会計繰入金 8,238
計	857,908	8,238	866,146			

3. 歳 出

(款) 1. 那賀町CATV施設費

(項) 1. CATV事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	87,803	8,238	96,041				8,238	18. 備品購入費	8,238	I P告知端末等購入 8,238
計	857,908	8,238	866,146				8,238			

平成 2 8 年 9 月

那 賀 町 議 会 定 例 会
議 案

平成 2 8 年 9 月 6 日 開 会

那 賀 町

議案第75号

那賀町使用料条例の一部改正について

那賀町使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

那賀町条例第 号

那賀町使用料条例の一部を改正する条例

那賀町使用料条例(平成17年条例第85号)の一部を次のように改正する。
別表の22の見出し中、「土地」の次に「建物」を加え、同表に次のように加える。

自動販売機	1台	売上げの15%
-------	----	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

那賀町税条例の一部改正について

那賀町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

那賀町条例第 号

那賀町税条例の一部を改正する条例

那賀町税条例（平成17年那賀町条例第81号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 16 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第5号を削り、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「「同条第2項中」を「同条第2項中」に改め、同項第5号を削り、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「、法第37条の4」を「、同条第3項中「法第37条の4」に改め、同条を附則第20条の3とする。

附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18

項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるの

は「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段条の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の那賀町町税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2の規定は、平成29年度以降の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。

議案第 77 号

那賀町国民健康保険税条例の一部改正について

那賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

那賀町条例第 号

那賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那賀町国民健康保険税条例（平成 17 年那賀町条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

附則中第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、第9項の次に次の2項を加える。
（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は

特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の那賀町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。

議案第 78 号

那賀町公民館条例の一部改正について

那賀町公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

那賀町条例第 号

那賀町公民館条例の一部を改正する条例

那賀町公民館条例（平成 17 年那賀町条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 2 条関係）分館深森公民館の項を削る。

第 2 種	分館深森公民館	那賀町深森字ツツジナロ 20 番地
-------	---------	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

那賀町教職員住宅設置条例の一部改正について

那賀町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

那賀町条例第 号

那賀町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例

那賀町教職員住宅設置条例（平成 17 年那賀町条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中の表を次のように改める。

名称	棟数	戸数	位置
小仁宇教職員住宅	1	3	那賀町小仁宇字舟津の上 29 番地 1
仁宇教職員住宅	1	3	那賀町仁宇字学原 76 番地 1
土佐教職員住宅	1	6	那賀町土佐字南町 110 番地 1
相生小学校教職員住宅	1	4	那賀町延野字王子原 108 番地 1
〃	1	2	那賀町大久保字中西 7 番地 2
〃	1	4	那賀町延野字大原 112 番地 2
桜谷小学校教職員住宅	1	8	那賀町小浜 175 番地 1
上那賀中学校教職員住宅	1	12	那賀町小浜 175 番地 2
小浜教職員住宅	1	2	那賀町小浜 176 番地
向エ教職員住宅	1	3	那賀町坂州字向エ 163 番地 1
六地藏団地	1	1	那賀町木頭折字字六地藏 8 番地 1
〃	1	4	那賀町木頭折字字六地藏 9 番地 1
東団地	2	6	那賀町木頭和無田字ソ子 26 番地 1
〃	2	10	那賀町木頭和無田字ソ子 29 番地 2
宮前団地	1	2	那賀町木頭和無田字ニシノミヤ 25 番地 1

附 則

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 80 号

那賀町営住宅条例の一部改正について

那賀町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

那賀町条例第 号

那賀町営住宅条例の一部を改正する条例

那賀町営住宅条例(平成17年条例第184号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表 (第 3 条関係)

名称	位置
和食団地	那賀町和食字町1番地
仁宇団地	那賀町仁宇字学原76番地
北地団地	那賀町和食郷字北地131番地1
新北地団地	那賀町和食郷字北地131番地1
阿井団地	那賀町阿井字金本13番地
新阿井団地	那賀町阿井字金本35番地
日野谷団地	那賀町大久保字中西13番地1
相生日浦団地	那賀町日浦字西ノ平203番地3
平谷第2団地	那賀町平谷字北側3番地1
小浜第2団地	那賀町小浜160番地1
海川西団地	那賀町海川字ホシコエ31番地
御所谷団地	那賀町御所谷字南屋敷11番地1
寒谷団地	那賀町坂州字寒谷13番地
向エ団地	那賀町坂州字向エ163番地1
上田団地	那賀町木頭字上田61番地
蜂の巣団地	那賀町坂州字高山平7番地1
旭団地	那賀町木頭出原字クボヲ10番地2

モリニシA団地	那賀町木頭出原字モリニシ63番地
モリニシB団地	那賀町木頭出原字モリニシ63番地
助蔭団地	那賀町木頭助字蔭116番地
出原第1団地	那賀町木頭出原字ウシロダ1番地
出原第2団地	那賀町木頭出原字クララ35番地
北川日浦団地	那賀町木頭北川字不んでん41番地
西字団地	那賀町木頭西字字森廻り2番地2
ヨシノ団地	那賀町木頭和無田字ニシノミヤ23番地

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

議案第 81 号

那賀町営単独住宅条例の制定について

那賀町営単独住宅条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

那賀町条例第 号

那賀町営単独住宅条例

(設置)

第 1 条 町の活性化に資することを目的として、町内に居住し、又は居住しようとする者で住宅に入居を希望する者に対し、住宅を貸与するため、那賀町営単独住宅（以下「単独住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 単独住宅の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 単独住宅 町が単独で建設し、管理する賃貸住宅をいう。
- (2) 共同施設 駐車場等をいう。
- (3) 町営住宅 那賀町営住宅条例（平成 17 年那賀町条例第 184 号。以下「住宅条例」という。）第 3 条に定める住宅をいう。

(入居者の公募)

第 4 条 単独住宅の入居者の募集は、公募によるものとする。

2 前項の公募は、単独住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を、広報その他の方法により行うものとする。

(公募の例外)

第 5 条 町長は、前条の規定にかかわらず次に掲げる事由のいずれかに該当する者については、公募を行わず単独住宅に入居させることができる。

- (1) 町民の住宅が災害により滅失したとき。
- (2) 町民の住宅が不良住宅で、撤去するとき。
- (3) 町営住宅及び単独住宅の建替事業により住み替える必要があるとき。
- (4) 町営住宅及び単独住宅の用途廃止又は取り壊しにより住み替える必要があるとき。
- (5) その他町長が特別の事情があると認めるとき。

(入居者資格)

第6条 単独住宅に入居できる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 那賀町内に居住し、又は町外から転入して那賀町内に居住しようとする者であること。
- (2) 前号に掲げる者で現に住宅に困っていることが明らかな者であること。
- (3) 家賃の支払い能力を備えていると認められること。
- (3) 市町村民税及び町の公共料金の滞納がない者であること。
- (4) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 前条第1項各号に掲げる事由により、自ら居住するため住宅を必要とする者を単独住宅へ入居させることとなった時は、本条第1項第1号に規定する条件は要しない。

(入居者の選考)

第7条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき単独住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から不適當な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な移転先が無いため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合は除く。)
- (5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者。

2 町長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき単独住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選で入居者を決定する。ただし、同項第1号に規定する者で町長が特に急迫した事情があると認めたものにあつては、優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第8条 町長は、前条の規定により入居者を選考する場合において入居を許可された者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 町長は、入居を許可された者が単独住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(入居許可の申請)

第9条 第6条第1項に規定する入居資格のあるもので単独住宅に入居しようとする者は、那賀町営住宅条例施行規則(平成17年那賀町規則103号。以下「規則」という。)に規定する町営住宅入居申込書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(入居許可の条件等)

第10条 町長は、前条の許可に当たり当該許可に係る者と同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。)が入居すべき期限その他必要な条件を付すことができる。

2 町長は、単独住宅の入居を許可された者が前項の規定により付された条件に違反したときは、入居の許可を取り消すことができる。

(入居の手続)

第 11 条 単独住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から 10 日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居を許可された者と同程度以上の収入を有する者で町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第 16 条第 1 項の規定により敷金を納付すること。

2 単独住宅の入居を許可された者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指定する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 単独住宅の入居を許可された者が前 2 項に規定する期間内に第 1 項の手続をしないときは、単独住宅入居の許可を取り消すことができる。

4 町長は、単独住宅の入居を許可された者が入居の手続をしたときは、速やかにその者に対し、単独住宅への入居の日（以下「入居日」という。）を通知しなければならない。

(入居の承継)

第 12 条 単独住宅の入居者が死亡し、又はその親族を残して退居した場合において、当該同居の親族が引き続き当該単独住宅に入居しようとするときは、承継の理由となるべき事実発生後 30 日以内に町長の定めるところによりその承認を受けなければならない。

2 町長は、引き続き単独住宅に居住しようとする者が暴力団であるときは、前項の承認をしてはならない。

(家賃の決定)

第 13 条 単独住宅の家賃は、別表第 2 のとおりとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 14 条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第 15 条 家賃は、入居日から単独住宅を明け渡した日（第 26 条第 1 項の規定により明け渡しの請求があった場合は、請求のあった日）まで徴収する。

2 家賃は毎月末（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までにその月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに単独住宅に入居した場合、又は明け渡した場合において、その月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月分の家賃は日割り計算による。

(敷金)

第 16 条 町長は、入居者から 3 月分の家賃（家賃が変更された場合は、当該家賃の額）に相当する金額の敷金を徴収するものとする。ただし、町長は第 14 条各号のいずれかに該当すると認め

たときは、減免又は徴収の猶予をすることができる。

2 前項に規定する敷金は、入居者が単独住宅を明け渡しした後において還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

3 敷金に利子を付けない。

(敷金等の運用)

第 17 条 町長は、敷金を預金等安全確実な方法で運用しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 18 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、第 1 号の費用にあつては町長が入居者に負担させることが不適当であると認める場合は、この限りではない。

(1) 畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張替え等軽微な修繕及び給水せん、灯具その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) ガス、電気、テレビ及び水道の使用料

(4) 共同施設の使用に要する費用

(5) 団地の清掃その他環境衛生の保持に要する費用

(6) その他入居者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要があるときの修繕に要する費用

(入居者の保管義務)

第 19 条 入居者は、当該単独住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

(届出)

第 20 条 入居者が当該単独住宅を引き続き 1 月以上使用しないときは、町長の定めるところにより届出をしなければならない。

(転貸等の禁止)

第 21 条 入居者は、当該単独住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(同居の承認)

第 22 条 入居者は、当該単独住宅に第 6 条第 1 号に規定する同居親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、入居者が同居させようとする者が暴力団であるときは、前項の承認をしてはならない。

(用途変更の禁止)

第 23 条 入居者は、当該単独住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

(模様替え等の禁止)

第 24 条 入居者は、当該単独住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 町長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該単独住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべき事を条件とするものとする。

(住宅の検査)

第 25 条 入居者は、当該単独住宅を明け渡そうとするときは、当該明け渡し日の 10 日前までに町長に届け出て、町長の指示する者の検査を受けなければならない。

2 入居者が前条第1項の規定により単独住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査の時までに入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第26条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、その単独住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 単独住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで1月以上町営住宅を使用しないとき。
- (5) 他の入居者の生活環境を著しく乱す行為をし、町長がその停止又は必要な措置を講じたにもかかわらず、これに従わないとき。
- (6) 第19条、第21条から第23条まで及び第24条第1項の規定に違反したとき。
- (7) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)

2 前項の規定により単独住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該単独住宅を明け渡さなければならない。この場合においては、入居者は、町長の定めるところにより明渡しの請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償をしなければならない。

(建替事業による明渡し請求等)

第27条 町長は、単独住宅の建替事業について必要があると認めるときは、住宅の入居者に対し期限を定めてその明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者が、当該建替事業により新たに建設される単独住宅に入居を希望するときは、町長の定めるところにより入居の申込をしなければならない。

(単独住宅管理員等)

第28条 単独住宅管理員は、町長が町職員のうちから任命する。

- 2 単独住宅管理員は、単独住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、単独住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 町長は、単独住宅監督員の職務を補助させるため、町営住宅巡回指導員及び単独住宅管理人を置くことができる。
- 4 単独住宅巡回指導員は、単独住宅管理員の指揮を受け、単独住宅及び共同施設を巡回し、その管理に必要な事務及び町営住宅管理人との連絡の事務を行う。
- 5 単独住宅管理人は、単独住宅管理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等及び入居者との連絡の事務を行う。

(立入検査)

第29条 町長は、単独住宅の管理上必要があると認めるときは、町長の指定した者に単独住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において現に使用している単独住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該単独住宅の入居者の承認を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第30条 町長は、入居者が虚偽りその他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたとき

は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、住宅条例又は那賀町教職員住宅設置条例（平成17年那賀町条例第88号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
役場横住宅	那賀町和食郷字南川 105 番地 6
延野王子団地	那賀町延野字王子 41 番地 2
延野王子原団地	那賀町延野字王子原 87 番地
小浜団地	那賀町小浜 182 番地
窪田団地	那賀町平谷字窪田 29 番地
桜谷東団地	那賀町桜谷字メ治 8 番地 1
海川東団地	那賀町海川字ナカトヲリ 88 番地
上ノ内団地	那賀町平谷字北側 33 番地
海川団地	那賀町海川字ナカトヲリ 65 番地 1
助住宅	那賀町木頭助字蔭 56 番地
延野大原団地	那賀町延野字大原 112 番地 2

別表第2 (第13条関係)

名称	規格		戸数	家賃(月額)
	構造	1戸当たり 床面積		
役場横住宅	木造2階建て1棟	66.06 m ²	1	45,000 円
延野王子団地	木造平屋建て1棟	50.00 m ²	2	6,600 円
			1	28,000 円
延野王子原団地	鉄筋コンクリート造り 2階建て1棟	62.40 m ²	2	37,000 円 (1階角部屋)
			2	35,000 円 (1階)
			2	39,000 円 (2階角部屋)
			2	37,000 円 (2階)
		31.10 m ²	1	20,000 円 (1階)
			1	22,000 円 (2階)
小浜団地	木造平屋建て1棟	38.88 m ²	1	3,000 円
窪田団地	簡易耐火平屋建て1棟	40.00 m ²	2	5,000 円
	簡易耐火2階建て1棟	40.00 m ²	2	5,000 円
桜谷東団地	簡易耐火平屋建て5棟	40.00 m ²	3	5,000 円
		80.00 m ²	2	8,000 円
海川東団地	木造平屋建て7棟	73.00 m ²	7	25,000 円
上ノ内団地	準耐火2階建て1棟	31.89 m ²	6	15,000 円
		64.47 m ²	1	25,000 円
海川団地	準耐火2階建て1棟	34.04 m ²	2	12,500 円
		54.00 m ²	2	18,500 円
助住宅	木造平屋建て1棟	96.01 m ²	1	2,000 円
延野大原団地	鉄筋コンクリート造り 2階建て1棟	50.00 m ²	4	9,000 円

議案第 8 2 号

那賀町ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する条例の制定について

那賀町ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

那賀町条例第 号

那賀町ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、ひとり親家庭の父母等に対し、医療費の一部を助成することにより、この保健の向上に寄与し、もってひとり親家庭の父母等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18 歳未満の者及び規則で定める 18 歳の者をいう。
- (2) ひとり親家庭等の父又は母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 2 項に規定する配偶者のいない男子又は同条第 1 項に規定する配偶者のいない女子であつて、民法(明治 29 年法律第 89 条)第 877 条により現に児童を扶養しているものをいう。
- (3) ひとり親家庭の児童 民法第 877 条の規定によりひとり親家庭の父又は母に扶養されている児童のことをいう。
- (4) 父母のない児童 父及び母と死別した児童(養子である児童にあつては実父母及び養父母の全てが死亡したものをいう。)並びにこれに準ずる児童として規則で定める者をいう。
- (5) 医療保険各法 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地

方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)をいう。

(対象者)

第 3 条 この条例において医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町の区域内に住所を有する者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被保険者等若しくはその被扶養者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母
- (2) ひとり親家庭の児童
- (3) 父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としてしない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている者

(助成の範囲)

第 4 条 町は対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に対する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、（前条の第 1 項第 1 号に定める者に当たっては、入院治療に限る。）医療保険各法の規定により対象者が負担することとなる費用から、各法の規定による付加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、その者に対し、ひとり親家庭等医療費（以下「医療費」という。）として助成する。ただし、対象者が当該疾病又は負傷について、医療に関する給付のほかに法令の規定により国又は地方公共団体の負担にいて療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において助成を行わない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 医療費は、前条の第 1 項に想定する者のうち、ひとり親家庭等の父母が次の各号のいずれかに該当する場合は助成しない。ただし、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 13 条の 2 第 2 項第 1 号の規定により児童扶養手当が支給されない者のうち、その前年の所得が父又は母については同法第 9 条及び第 10 条に規定する所得と、養育者（父及び母を除き、これを監護し、かつ、生計を維持する者をいう。）については第 9 条の 2 及び第 11 条に規定す

る所得と比べて、児童扶養手当が支給される所得以下である時については、この限りでない。

- (1) 児童扶養手当法第 9 条により児童扶養手当が支給されない者は又はそのものに監護されている児童
- (2) 児童扶養手当法第 9 条の 2 により児童扶養手当が支給されない者に養育（児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持することをいう。以下同じ。）されていない児童
- (3) 児童扶養手当法第 10 条により児童扶養手当が支給されない者又はその者に監護されている児童
- (4) 児童扶養手当法第 11 条により児童扶養手当が支給されない者に養育されている児童

4 第 1 項に規定する者のうち、前条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当する者が、規定で定める手続に従い健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の保健医療機関、保険薬局その他の規則で定める病院、診療所又は薬局で（以下、「保健医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、那賀町は、医療費として当該診療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の助成があつたものとみなす。

6 第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する所得の範囲及びその額の算定方法は、規則で定める。

（審査支払期間）

第 5 条 那賀町長は、前条第 4 項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

（損害賠償との調整）

第 6 条 那賀町長は、第 4 条第 1 項に規定する者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価格の限度において医療費の全部又は一部を助成せず、又は既に助成した医療の額に相当する金額を返還させることができる。

（助成費の返還）

第 7 条 那賀町長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額に相当する金額を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第 8 条 医療費の助成を受ける権利は譲り渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

議案第 83 号

那賀町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について

那賀町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

那賀町条例第 号

那賀町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

那賀町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（平成 17 年那賀町条例 125 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号を削る。

第 3 条第 1 項中「(前条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する者（以下「ひとり親家庭等の父母等」という。）に係るものにあつては、入院治療に限る。以下同じ。）」を削り、同条第 3 項中第 3 号を削り、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

別表第 3（第 2 条関係）及び別表 4（第 2 条関係）を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 84 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的 平成 28 年度 循環型社会形成推進交付金事業
那賀町クリーンセンター造成工事
2. 契約の方法 総合評価方式による一般競争入札
3. 契約の金額 ￥388,800,000 円也
4. 契約の相手方 徳島県那賀郡那賀町土佐字南町 84 番地 1
(株)広瀬組・(株)東和・(有)橋本土建
平成 28 年度 循環型社会形成推進交付金事業
那賀町クリーンセンター造成工事特定建設工事共同企業体
代表者 (株)広瀬組 代表取締役 広瀬芳弘

議案第 85 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 6 日 提出

那賀町長 坂口博文

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 平成 27 年度 那賀町情報通信利用環境整備推進事業 相生 F T T H 工事（第 1 期）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 ￥278,640,000 円也
- 4 契約の相手方 徳島県徳島市西須賀町下中須 79 番地 1
四電エンジニアリング株式会社 徳島支店
支店長 伊澤史明

議案第86号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的 平成28年度 町単独 上那賀東体育館改修工事
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約の金額 ￥61,344,000円也
4. 契約の相手方 徳島県那賀郡那賀町白石字サデ山12-1
有限会社 岩崎建設
代表取締役 岩崎 洋一

議案第 87 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂口 博文

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的 平成 28 年度社会資本整備総合交付金事業
町道鉢久保線改良工事
2. 契約の方法 総合評価方式による一般競争入札
3. 契約の金額 ￥62,100,000 円也
4. 契約の相手方 徳島県那賀郡那賀町白石字サデ山 12-1
有限会社 岩崎建設
代表取締役 岩崎 洋一

議案第 88 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂口博文

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的 平成 28 年度 森林基盤整備事業 林道開設工事
請ノ谷相名線
2. 契約の方法 総合評価方式 一般競争入札
3. 契約の金額 ￥57,348,000 円也
4. 契約の相手方 徳島県那賀郡那賀町平野字庵前 21 番地
有限会社 谷崎組
代表取締役 谷崎史明

議案第 89 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

次のとおり物品購入契約を締結する。

1. 契約の目的 平成 28 年度 電源立地地域対策交付金事業
小型動力ポンプ付積載車購入
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 ￥27,756,000 円也
4. 契約の相手方 徳島市津田浜之町 5 番地 5
株式会社 藤島 徳島営業所
取締役所長 藤島 晴三

議案第 90 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

次のとおり物品購入契約を締結する。

1. 契約の目的 平成 28 年度 町単独消防本部消防ポンプ自動車購入
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 ￥30,915,000 円也
4. 契約の相手方 徳島市津田浜之町 5 番 5 号
株式会社 藤島 徳島営業所
取締役所長 藤 島 晴 三

議案第91号

財産の取得について

地域医療介護総合確保基金施設整備事業 延野地区に関する財産の取得について、次のとおり不動産売買契約の締結をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

次のとおり不動産売買契約を締結する。

1. 所 在 那賀郡那賀町延野字大原43番1、43番2
44番1、44番2、44番3、45番
2. 面 積 台帳面積 5,265㎡
実測面積 5,265㎡
3. 契 約 金 額 ￥30,000,000円也
4. 契約の相手方 徳島県那賀郡那賀町西納字戸丸38番地
平井七郎
(成年後見人)
徳島県那賀郡那賀町和食郷字北地135番地1
平井賢治

認定第1号

平成27年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度那賀町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

認定第2号

平成27年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

認定第3号

平成27年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度那賀町国民健康保
険診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認
定に付する。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

認定第4号

平成27年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

認定第 5 号

平成 27 年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

認定第6号

平成27年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

認定第7号

平成27年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

認定第 8 号

平成 27 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 6 日提出

那賀町長 坂 口 博 文

認定第9号

平成27年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

認定第10号

平成27年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文

認定第11号

平成27年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出

那賀町長 坂口博文